

第2部 経済・技術協力

A節：本質的要素

APECメンバー間の経済格差を縮小させ、また、経済的・社会的福利を改善しつつ、アジア太平洋地域の持続可能な成長及び衡平な開発を達成するため、APECメンバーは経済・技術協力を遂行する。このような努力は、また、域内の貿易及び投資の成長を促進する。^(注9)

APECメンバーは、相互の尊敬及び平等、互恵及び相互支援、建設的で真のパートナーシップ並びにコンセンサスの形成という原則を基礎として、経済・技術協力を実施する。APECメンバーは、その能力に応じた自主的な貢献を行うとともに、協力の利益は、広く共有される。

経済・技術協力を遂行するに際し、APECメンバーは、市場メカニズムの効果的な機能にとって好ましい環境を整備するとともに、ビジネス／民間部門を協力の過程に統合し、可能であればその他の適切な機関を関与させる。

持続可能な開発に対する責任の共有を認識しつつ、APECメンバーは、APECのすべての関連する活動に環境への配慮を盛り込む。

各APECメンバーの政策に対する自律性を尊重しつつ、APECメンバーは、共通政策理念、共同活動及び政策対話が、APECの経済・技術協力の各個別分野において考慮される三つの本質的要素であることを認識する。

(注9) 貿易及び投資の自由化及び円滑化を直接支援する経済・技術協力は、主として第一部で取り扱われる。

1．共通政策理念

APECメンバーは、APECの経済・技術協力の各個別分野において、目標、基本原則及び優先順位を含む共通政策理念を構築する。APECメンバーは、アジア太平洋地域の多様性に鑑み、共通政策理念が以下のことに資することを認識する。

- a．共同行動を導くこと
- b．各APECメンバーの政策／活動の進展を方向付けること

2．共同活動

共通政策理念に照らし、APECメンバーは、データ及び情報の編集及び共有、調査、訓練、セミナー、研究、技術デモンストレーション等の共同活動に取り組む。これらの活動を強化するため、前進のためのパートナー（PFP）を含む様々な手段が利用される。APECメンバーは、APECの活動にとって有益な参考となるアジア太平洋地域の経済見通しを作成する。共同活動は以下のことに資する。

- a．現在及び将来の経済動向を分析するAPECメンバーの能力を向上させ、政策措置を策定及び実施すること
- b．域内の資源をより効果的に利用すること
- c．政策措置の有効性を増大させること

3．政策対話

A P E Cメンバーは、経済問題に関する政策対話を行う。

a．共通政策理念及び共同活動に関する対話は以下のことに資する。

- 共通政策理念を発展させ、レビューすること
- 共同活動の効果を評価すること
- 共同活動を更に発展させること
- A P E Cメンバー間の政策の相違に照らし、協力の実施のための最善の方法を特定すること

b．各A P E Cメンバーの政策／活動に関する対話は、A P E Cメンバーが以下のことを行うことを可能にする。

- 専門的知識及び経験を共有すること
- 共通政策理念に照らし、それぞれの政策／活動に関して協議し、意見交換を行うこと

B節：個別分野の経済・技術協力

A P E Cメンバーは、三つの本質的要素に留意しつつ、経済・技術協力を遂行する。以下は、協力の個別分野における共通政策理念と共同活動／対話を例示的に記述したものである。個別分野における行動プログラムの全文は添付され、この行動指針の不可分の一体を成す。

1．農業技術協力

共通政策理念

A P E Cメンバー間のニーズ及び発展段階の相違に鑑み、農業技術協力の強化は、均衡のとれた農業の発展、資源の利用及び保全並びに食糧の種類及び品質の改善につながることを期待される。A P E Cメンバーは、経済成長と社会的福利に貢献するための農業及び関連産業の能力の向上を図る。A P E Cメンバーは、以下を含む原則に基づき農業技術協力を実施する。

- a．農業部門の多様性に対し然るべき配慮を払う。
- b．農業部門に生じている急速な変化を認識する。
- c．国際機関により行われている活動に寄与する。

共同活動

A P E Cメンバーは、就中、以下を行う。

- a．例えば、2003年までに個別遺伝資源データベースを構築することにより、動植物の遺伝資源の保全及び利用における活動を促進する。
- b．例えば、2004年までに通信に関し実施された活動のフォローアップにより、農業バイオテクノロジーの研究、開発及び発展を促進する。
- c．例えば、2003年までにスーパーマーケット／冷蔵チェーン及び関連する流通システムの開発のための共同作業計画を作成することにより、農産物の

- 生産、加工、マーケティング、流通及び消費に関する地域協力を強化する。
- d . 例えば、２００３年までに特定の技術専門性の利用可能性に関する調査を行うことにより、動植物検疫及び病害虫管理における地域協力を強化する。
 - e . 例えば、２００３年までに農業金融制度に関する情報を更新することにより、農業金融制度の開発における地域協力を強化する。
 - f . 例えば、２００２年までに農業技術移転及び訓練に関する重要な情報を特定することにより、農業技術移転及び訓練を促進する。
 - g . 例えば、２００２年までに持続可能な農業のための専門家人名録、研究機関・センターを作ることにより、持続可能な農業及び関連する環境[及びジェンダー]問題における地域協力を強化する。

２．エネルギー

共通政策理念

アジア太平洋地域の経済の拡大に伴い、域内のエネルギー消費量は、急速に増大しており、その結果、エネルギーが持続可能な経済成長の潜在的隘路となりつつある。APECメンバーは、政策原則を共有し、APECの持続可能なエネルギー共同体としての発展に向けたより緊密な協力を強化することにより、３つのE（economic growth, energy security and environmental protection：経済成長、エネルギー安全保障、環境保全）の同時達成に取り組む。

APECメンバーは、以下の優先順位を設定する。

- a . 域内のエネルギー問題に関する共通理解の醸成
- b . 適切な場合には、エネルギー部門における投資の円滑化
- c . エネルギー部門が環境に与える影響の軽減
- d . 認定の同等性の受け入れ及びエネルギー基準の調和の増進

APECメンバーは、合理的なエネルギー消費のための１４の非拘束的な政策原則に基づき、またその原則を拡充しつつ、広範な共有されたエネルギー目標を策定する。

共同活動／対話

APECメンバーは、就中、

- a . ２０００年５月に米国サン・ディエゴにおいてエネルギー大臣間で合意された実施戦略を実施する。当該戦略は、各エコノミーの自発的要請に基づいて実施促進政策提言団を派遣する計画及び、合意されたエネルギー・イニシアティブの実施の進捗状況について首脳へ自己報告を行う制度という特徴を有する。
- b . APECエネルギー・データベースの強化、及びエネルギー・データの定期的な普及を含め、エネルギー作業部会ビジネス・ネットワーク（EBN）、エネルギー規制者フォーラム（ERF）、アジア太平洋エネルギー研究センター（APEREC）との協力を推進する。

- c . クリーン化石燃料、新・再生可能エネルギー技術、及び最終用途におけるエネルギー効率化、及び省エネ措置の分野に関する計画の拡大を通じて、環境パフォーマンスの改善を図る。
- d . 石油市場に対する圧力を軽減するため、及びエネルギー市場の崩壊へ対処するための選択肢としての備蓄の役割を含め、エネルギー効率・省エネ・エネルギー源の多様化、再生可能エネルギーの開発と導入、石油代替輸送燃料の潜在的な探求、等を通じたエネルギー市場の機能の向上を目標とするエネルギー・セキュリティ・イニシアティブを促進、実施する。
- e . エネルギー安全保障、エネルギー・インフラ、エネルギー効率、及びエネルギーと環境、等の重要な問題についてメンバー間で政策対話を強化することを含め、共通政策理念に沿ってエネルギー政策を相互に検討する。
- f . 産業競争力の改善、エネルギーの生産・輸送・利用が環境に与える影響の軽減、及び省エネ促進のための自主的プレッジ・アンド・レビュー制度を促進、実施、報告する。
- g . 全ての市民に恩恵を与え、開発に人間の顔をもたらし、そしてクリーンなエネルギーの開発と利用に関する新たな選択肢を提供する協力イニシアティブを促進し実施する。
- h . エネルギー市場改革の流れを維持し、自然災害によるエネルギー・インフラへの被害を軽減することを含むエネルギー安全保障の強化に貢献する。
- i . 特に途上国において、新・再生可能エネルギー技術の開発と導入に関する協力を促進するために、21世紀再生可能エネルギー導入計画イニシアティブを実施する。
- j . APEC域内で開発中の相互承認制度にエネルギー効率を含めることについての支持を含むエネルギー指標の統一に関する協力のための一般的な政策枠組みを実施し、各品目毎により多くのものについて円滑にエネルギー効率の測定基準通知手続を行いエネルギー性能測定基準の調和を図る。
- k . APECにおける女性の統合のためのフレームワークを実施する。

3 . 漁業

共通政策理念

漁業部門は、他の再生可能資源部門と同様、生産ベースが限定されている。APECメンバーは、漁業資源の長期にわたる最適かつ持続可能な利用の促進により、漁業資源から得られる経済的利益の最大化を図る。従って、APECメンバーは、以下に優先度を付す。

- a . 漁業資源の保全と持続可能な利用、養殖の持続可能な開発及び生息地保全の促進
- b . 共通の漁業資源の管理問題の解決及び養殖魚病の抑制
- c . 魚類及び水産品の食品安全及び品質の向上
- d . 貿易及び投資の自由化及び円滑化に関連する部門特有の作業の促進

共同活動 / 対話

A P E Cメンバーは、就中、以下を行う。

- a . A P E Cにおける世界規模の持続可能な漁業イニシアティブの実施を促進する。
- b . 1999年に日本で成功裡に開催されたワークショップに基づき、近代的共同漁業管理手法の開発に関しA P E Cメンバーを支援する。
- c . 特に珊瑚礁に影響を与える破壊的漁法を減少させる。
- d . 持続可能な養殖における漁業作業部会の重要な作業を継続する。
- e . 貿易、中小企業、情報技術及びジェンダーに関するA P E C首脳のイニシアティブを支援する。

4 . 人材養成

共通政策理念

アジア太平洋地域の人々は、この地域の最も重要な財産である。地域の人材への需要は、地域の成長とダイナミズムに伴い、拡大し多様化している。この地域の人材養成の課題に対応する上で、A P E Cは、人材養成作業部会における作業の基礎をなす3つの大前提となるテーマを特定した。

- ・教育
- ・労働及び社会的保護
- ・能力構築ネットサーク

これらのテーマのもとに、人材養成枠組み宣言に記載される8つの優先行動分野がある。

- i) 質の高い基礎教育の提供
- ii) 人材養成の動向及び需要の適切な予測を可能にする域内労働市場の分析
- iii) 管理職、起業家、科学者及び教育者 / 訓練指導者の供給の増大及び質の向上
- iv) 生涯就労可能期間のあらゆる段階に適用される訓練計画の作成による技能不足及び失業の削減
- v) 管理職及びその他の労働者のためのカリキュラム、教育方法及び教材の質の改善
- vi) 技能取得を求める人々のための機会の増大
- vii) 急速な経済的及び技術的变化に直面する中で生産的であり続けるよう組織及び個人を備えさせること

更に

- viii) 貿易及び投資の自由化及び円滑化に向けた人材養成の促進

共同活動 / 対話

A P E Cメンバーは、21のサブ・プログラムから成る人材養成プログラム21

を実施する。このプログラムにおいて、APECメンバーは、就中、

- a . 管理技能及び専門技能の交換及び移転のために域内のビジネス / 民間団体の間で、ビジネス専門家の自主的な派遣を促進するメカニズムである、APEC ビジネス・ボランティア計画を実施する。
- b . 各APECメンバーにおけるAPEC研究センターの設置及びAPECに関連する問題の行動研究の促進を含む、高等教育における地域協力を強化し、地域の主要な経済問題を研究するための一連の手段であるAPEC首脳の教育イニシアティブを実施する。
- c . 基礎教育において質の高い教育の提供を促進するため、教員の能力開発実習、科学教育及び技術を使用した教育に関する研究を実施する。
- d . ビジネス / 民間部門が技術情報及び専門的知識によりよくアクセスできるよう、技術見本市であるAPECテクノマートを開催する。
- e . 基準適合と知的所有権の分野における効果的なシステムを維持するために必要とされる専門家の可用性を確保するために、これらの分野で研修を実施することにより、貿易・投資の自由化及び円滑化に関する協力を加速する。また、
- f . 専門的資格の相互承認に関して関心を有する APEC エコノミーの2 国間協定により、その資格のある者の APEC 域内における移動を円滑化する。

そして、このプログラムに加え、(APECメンバーは)

- g . 人材養成政策及び各 APEC エコノミーの人材養成の状況について定期的な意見交換を実施する。成人の識字能力レベル及び学位授与の基礎としての初等・中等教育就学レベル等の成績指標を設け、
- h . 人材養成と社会的統合を支援する上で、有用な労働市場に関する情報及び政策、職場環境及び慣行の向上、並びに強固なソーシャル・セーフティ・ネットの開発を支援する。

本プログラムを遂行する上で、ジェンダー及び若者をAPEC活動に統合する点に適切な注意を払う。人材養成の努力に利害関係者の関与を求める北京イニシアティブに应运、APECメンバーは、政府、ビジネス / 民間及び教育 / 訓練部門の相互に利益のある協力を模索する。

5 . 産業技術

共通政策理念

産業技術の水準の向上は、経済成長、生活水準、環境保護及び均衡のとれた産業構造の発展を強化する。APECメンバーは、効果的な協力のための8つの非拘束的な原則を認識し、以下に優先度を置くことにより、各メンバーの産業技術に係る能力を改善する。

- a . 研究者交流及び人材養成の改善
- b . 技術情報及び技術の流れの改善
- c . 共同研究プロジェクトの円滑化
- d . 規制枠組みの透明性の改善
- e . 持続可能な開発への寄与

共同活動 / 対話

A P E Cメンバーは、就中、

- a . 共同の研究開発イニシアティブ、技術工程表作成、技術的先見、規制枠組みの透明性の改善、及びその他の共同活動を通じ、主要な技術におけるA P E C協力を強化する。主要な技術には、先端マテリアル、ナノテクノロジー、産業バイテク、環境技術、情報通信技術が含まれる。
- b . 政府、産業界（特に中小企業）及び研究コミュニティの間の協力強化、特に振興技術の新産業への移転といった技術普及イニシアティブ、並びにA S T W e bを通じるものを含むメンバー間の科学技術の情報流通の強化を通じ、A P E Cメンバーにおける研究と革新を連結させる。
- c . 中等教育における科学技術の啓蒙、産業科学技術、環境及び健康といった重要な分野における訓練 / 技能開発イニシアティブ、研究者の交流 / 協力を通じて、ニュー・エコノミーのための産業技術の人材を養成する。
- d . 産業科学技術ワーキンググループ（ISTWG）における感染症に関するアクションプランに基づき、APEC 地域で特に重要な感染症の予防及び抑止のためのAPEC 戦略の実施を通じて、また健康に関する最重要な情報のシェア、共同の教育・研修活動、人材及び技術資源の交換、さらにその他の関連する協力活動を通じて、感染症の予防と抑止が確実にできるよう支援する。
- e . 持続可能な産業発展の枠組みにおいて、科学、技術及びイノベーションを通じて環境面における難題に立ち向かう。このようなイニシアティブとしては、APEC クリーナープロダクションタスクフォースによる勧告を実施すること、環境面における持続性及び自然災害の緩和を促進すること、また気候変動、資源の生産性及び生物多様性の保護（ただし、セクション1で述べた農業における植物と動物の遺伝子資源の保護は除く）に取り組むことを含む。適切な廃棄物管理アプローチは、特に中小企業にとって水質及び都市の空気の質の改善に重点を置きながらなされるべく引き続き重要な課題である。
- f . 科学技術政策、技術開発及び移転、ネットワーキング及び協力、ジェンダー及び規制と基準の科学的実証について産業科学技術政策に関する対話をAPEC メンバー間で行う。

6 インフラストラクチャー

共通政策理念

アジア太平洋地域における経済成長の速度は、経済インフラストラクチャーの改

善にかかっている。APECメンバーは、インフラストラクチャーに対する投資を促進し、ビジネス／民間部門の関与を奨励しつつ、インフラストラクチャーの改善と共に、それによりもたらされるより広範な経済、環境及びコミュニティの発展のイニシアティブに対する支援及び強化の推進を図る。

共同活動／対話

APECメンバーは、就中、

- a．インフラストラクチャー環境全般に関連する問題についての分析作業を実施する。
- b．インフラストラクチャーの改善の実効性を高める以下のような方法を探求する。
 - 公的部門及びビジネス／民間部門のそれぞれの役割を検討する基準として利用するため、良い事例をとりまとめること。
 - ビジネス／民間部門にとって、より透明性があり、かつ一環した環境を確保するため、インフラストラクチャーに対する政策、規則及び投資に関するガイドラインを策定すること。また、地域及び都市の持続可能な経済発展、APEC食糧システムの強化、環境管理に対するインフラストラクチャー・サービスの支援を強化すること。
- c．経済インフラストラクチャー・ネットワーク及び関連する協力ネットワーク並びにその他のフォーラムとの連携を仲介し支援する以下のような活動を行う。
 - 良い事例の交換及び応用を促進すること。
 - インフラストラクチャー及び開発計画における能力開発及び訓練に焦点をあてること。
 - APEC食糧システム、分野別インフラストラクチャーに関する措置、ジェンダー及び持続的開発問題の対処等APECが支持するイニシアティブの統合及びメンバー内での応用を奨励すること。
- d．上記及び経済インフラストラクチャー強力のイニシアティブの特定、優先付け及び実施を支援するため、官民対話を実施すること。

7．海洋資源保全

共通政策理念

海洋環境は、漁業及び養殖に係る水産品、その他水産品の貿易及び観光を通じて、APECメンバーの経済活力に実質的に貢献する。これらは海洋資源及び海洋環境の積極的保全に依存しており、その悪化は重大な社会経済的コストを生じる。APECメンバーは、海産物に係る貿易及び投資を強化しつつ、海洋環境の保護及び継続的な社会経済的利益の確保を目指す。APECメンバーは、以下に優先順位を設定する。

- a. 海洋及び沿岸地帯の管理の統合を主張

- b. U N E D アジェンダ 2 1（海洋及び他の関連する章）の勧告の実施における調整の強化
- c. 海洋有毒藻類問題の検討及び解決

共同活動 / 対話

A P E C メンバーは、就中、

- a. 関連の政策、基準、認証、規制要件、適合性保証等の分野に関する提言を行う。
- b. 海洋資源管理及び保全に関する情報の流れを改善する。
- c. 沿岸地帯の重要区域の管理、並びに効果的な通信、情報交換及び計画立案のメカニズムの拡充に関する指針を提供する。
- d. 海洋資源の保全及び持続可能な開発に対する構造的障壁を査定し、行動のための戦略及び行動枠組みを策定する。
- e. 科学的及び技術的情報と資源の共有、環境及びジェンダーの問題の査定・特定、海洋環境の質の維持のための実際的かつ行動指向的アプローチの発展のため、政策対話を実現し、官民パートナーシップを設立する。

8 . 中小企業

共通政策理念

中小企業は、技術的進歩や消費者ニーズの多様化に柔軟に対応しうる、アジア太平洋地域の成長及び革新のための重要な原動力である。A P E C メンバーは、中小企業がその創造性及び機動性を十分に発揮できるよう経済的環境を改善し、中小企業の優先分野（人材、情報へのアクセス、技術及びその共有、資金調達及び市場アクセス）への取り組みを支援し、また、中小企業政策を改善することにより、中小企業のダイナミズムを維持し発展させるために協力する。

A P E C メンバーは、以下のような原則に基づき協力する。

- a . 域内における中小企業政策の改善に資するため、各メンバーの中小企業政策に関する情報の利用可能性及び透明性の確保
- b . 中小企業の市場メカニズムへの対応を最大化し、中小企業の経済活動及び更なる中小企業の発展のために最適な環境を提供するため、無差別かつ市場指向的な中小企業政策の策定及び実施
- c . 中小企業政策が、個別企業のみならず、企業集団及び協同組合も重視すべしとの認識

共同活動 / 対話

A P E C メンバーは、就中、

- a . 中小企業政策に関する A P E C 中小企業指導者ワークショップを含む訓練プログラム、セミナー及びワークショップを開催する。
- b . 経済環境に関し、中小企業政策担当者及び中小企業がよりよい理解を得られるようにするため、ジェンダーに関する考察も考慮した域内産業の相互依存

に関する包括的及び部門別の研究から成る「産業展望研究」等の産業研究を行う。

- c . 各エコノミーは、A P E Cエコノミーの政策実施に関する相互理解を促進するため、合意された基準及び最善の方策により、各エコノミーの中小企業政策について調査し、自発的に中小企業の発展及びその女性及び男性に対する影響に関する各自の政策及びベスト・プラクティスを報告する。
- d . 男性及び女性に対する同等の訓練機会を提供する、中小企業を対象とした活動を計画するといった活動を行うことにより、情報ネットワークの運営のためのリソースセンターとしての、中小企業のための技術交換・訓練A P E Cセンターの活動に関するプログラムをより一層発展させ、実施する。
- e . 企業及びベンチャー・キャピタルの創設に関する情報を普及・交換し、中小企業、特に女性によって所有されている中小企業の資金環境を改善し、財務大臣プロセスの助言を得るため、中小企業の金融市場について調査し、データベースを構築する。
- f . 「A P E C地域における中小企業のためのガイドー中小企業に対する支援を提供するエコノミーの機関の手引き」機関を維持し、更新する。

9 . 電気通信及び情報

共通政策理念

A P E Cメンバー間の経済的相互依存性の深化に伴い、アジア太平洋地域の電気通信及び情報インフラストラクチャーは、市場の結びつきの強化並びに貿易及び投資の自由化及び円滑化の増進にとって重要な役割を有している。したがって、A P E Cメンバーは、以下の10の原則に基づきアジア太平洋情報インフラストラクチャー（A P I I）の構築に努める。

- a . A P E Cメンバーが、それぞれの現状に基づいて、国内の電気通信及び情報インフラストラクチャーを構築することの奨励
- b . 競争主導的な環境の促進
- c . ビジネス / 民間部門の投資及び参加の奨励
- d . 柔軟な政策及び規制枠組みの創出
- e . A P E Cメンバー間の協力の強化
- f . 先進メンバーと途上メンバーとの間のインフラストラクチャー格差の縮小
- g . 国内法令に従った、すべての情報提供者及び利用者の公衆電気通信網への開かれたかつ無差別なアクセスの確保
- h . 公衆電気通信サービスのユニバーサルな提供及びユニバーサル・アクセスの確保
- i . 文化的及び言語的多様性を含む内容の多様性の促進
- j . 知的所有権、プライバシー及びデータ保護の確保

共同活動 / 対話

A P E Cメンバーは、就中、

- a . 適切な場合には、国際V A Nサービス（ I V A N S ）の貿易に関するガイドラインに従い、適切な場合には、機器認証手続の調和に関する地域的なガイドラインに一般的に従う。
- b . 利用者通信端末機器の認証に関する行政手続を調和させるための作業を継続する。
- c . 電気通信機器適合性評価に関する相互承認取決め（ M R A ）実施の速度を加速化する。
- d . 関連する政策、規制その他の情報へのビジネス / 民間部門のアクセスを改善するために、各 A P E Cメンバーの電気通信規制環境及びインフラストラクチャー整備・拡充の現状に関する情報を共有する。
- e . 協力関係を強化し、情報及びネットワークの保秘に関するキャパシティ・ビルディングを促進する。
- f . 電子データ交換の応用開発に関するセミナーや研究、様々なネットワークによる電子商取引のための相互運用性・適合性に関する実験を通して、電子商取引を促進する。
- g . A P E Cと他の国際機関及びフォーラムとの間でインフラストラクチャー活動における協力を増進する。
- h . アジア太平洋情報インフラストラクチャーを達成するため、新技術の試行と普及を奨励する。
- i . 電気通信及び情報産業における民営化及び競争に関する訓練コースの開催、この分野における専門家の遠隔教育パイロット・プロジェクトに向けた作業等の手段により人材養成を促進する。
- j . インターネットへのユニバーサル・アクセスを奨励し、国内、域内及び世界レベルでのデジタル・ディバイドを解消し、この努力において ビジネス / 民間部門と協力及び協同するために作業する。
- k . インターネット・サービスのための国際料金取決めに関する A P E C原則に従い、 A P E Cメンバー間における収斂されたインターネット・サービスの提供において、交換される物品及びサービスの価値を評価し、見返りを与えるため、適切な手法により、ビジネス / 民間部門と政府の間の議論を促進する。
- l . 国内及び国際電気通信及び情報産業の競争的な市場を支援する効果的な政策の開発を促進する。
- m . 電子商取引への理解を一層促進させる政策及び規制環境を確保するため作業する。
- n . 自主的な時間的枠組みの中で、 A P E C相互接続原則を実施し、相互接続に係る更なる議論の必要性について協議する。
- o . ジェンダー統合計画を実施する。

1 0 . 観光

共通政策理念

アジア太平洋地域の経済成長及び社会発展を促進する上で、観光産業はますます重要性を増している。A P E Cメンバーは、以下に優先順位を設定することにより、観光産業の長期的な環境面及び社会面での持続可能性の達成を図る。

- a . 観光に係る移動及び投資に対する障壁の除去並びに観光に関連するサービスの貿易の自由化
- b . 観光産業における環境面及び社会面での持続可能性の理念の策定及び実施
- c . 人材養成の円滑化及び促進
- d . ビジネス / 民間部門の役割の拡大
- e . 観光の貿易に関連する情報に基づいたサービスの分野での協力及び計画の発展
- f . A P E Cメンバー間での情報の共有

共同活動 / 対話

A P E Cメンバーは、就中、

- a . 観光の成長に対する障壁を特定するとともに、域内の観光に係る移動及び投資を増進するための戦略を策定する。
- b . 訪問者の移動性及びサービスにおける観光関連物品の需要を高める。
- c . 文化遺産及び自然区域の保護及び保全並びに観光開発における環境面及び社会面での持続可能性の理念の実施に関する最良の実践モデルの利用を奨励及び支援する。
- d . 観光が経済及び社会発展の手段であるとの認識及び理解を増進する。
- e . 人材養成の手法を拡大し、性別データを含む中核的な統計情報のデータベースの開発を通じて情報及び経験を交換し、一層効果的な取引及び計画の形態を開発する。
- f . 域内の観光に対する経済的影響への意識を高める。
- g . すべてのA P E Cメンバーが旅行者の安全を確保するための可能なあらゆる手段を講じることを要請する。

1 1 . 貿易促進

共通政策理念

A P E Cメンバーは、貿易見本市の開催、貿易関連情報及び潜在的なビジネス機会に関する情報の普及、貿易に関する手続きについての助言提供などの貿易促進措置を通じて、域内貿易の促進を図る。

共同活動 / 対話

A P E Cメンバーは、とりわけ、

- a . A P E C貿易フェアを定期的 to開催する。

- b . 貿易促進機関の間の連携及び協力を強化するため、これらの機関の間のネットワークを構築する。
- c . 貿易促進に関連する技能を向上させるための訓練コースを改善及び開催し、貿易促進専門家の交換のためのメカニズムを開発する。
- d . インターネット・サービス、貿易金融、中小企業支援、促進活動のパフォーマンス評価等といったメンバー・エコノミーの貿易促進を支援し円滑化する戦略・方法・活動に関し、貿易促進機関及びビジネス民間セクター間で 情報を編集・交換・普及する。
- e . メンバー・エコノミー間の電子貿易の促進における、貿易促進機関の役割を最大化するプロジェクトを実施する。
- f . 国際貿易分野において、食料品及びジェンダーの統合面の貿易を促進するための活動を行う。

1 2 . 運輸

共通政策理念

人及び物品の移動を効率的に行う運輸システムの能力は、経済生産性の最大化、貿易の促進及び人の移動に貢献するために重要である。したがって、A P E Cメンバーは、効率的、安全でかつ統合された地域運輸システムの構築を追求する。運輸部門の発展は、すべてのA P E Cメンバーの人々が経済成長の恩恵を共有することに資するために、公平な経済開発を促進すべきである。A P E Cメンバーは、以下に優先順位を設定する。

- a . 運輸に係る政策、規制、手続及び基準の調和、調整及び透明性の促進
- b . 運輸インフラストラクチャーに対する時宜を得た合理的な投資の促進
- c . 適切な貿易及び輸送円滑化技術の適用を通じた既存のインフラストラクチャーの効率的利用の奨励
- d . 輸送システムの安全及び保安の促進
- e . 公正かつ衡平な市場アクセスに基づいた、より競争的な運輸事業環境の促進及び運輸サービスの提供に影響する制度的制約に取り組むための協力
- f . 輸送事業における労働及び経営の生産性、技能及び効率性の改善の促進

共同活動 / 対話

A P E Cメンバーは、就中、

- a . より競争的な航空サービスに向けての8つのステップを自主性に基づいて実施し、またボゴール目標に従って航空サービスを自由化するための更なるステップを特定することにより、首脳による1999年の「オークランド・チャレンジ」に応えるとともに、高級実務者会合を通じて閣僚に年次進捗報告を提出する。
- b . 2005年までに、域内の隘路の改善若しくは除去のための統合輸送システムと連携した指針、基準及び暫定的なオプションを策定する。

- c . 2005年までに、港湾専門家及び港湾計画間における情報及び専門知識の交換を通じ、域内の港湾の効率性及び能力を改善する。
- d . 2005年までに、海運及び港湾政策の改善された透明性を向上させることを通じ、効率的、安全でかつ競争的な域内の海上運送及び港湾部門の事業環境を育成する。
- e . 2005年までに、域内の衛星航行及び通信システムの実施の円滑化のための計画を策定する。
- f . 2002年までに、運輸に係る保安分野におけるAPECメンバー間の協力の拡大及びコミュニケーションのためのメカニズムを提供する。
- g . 域内の航空及び海上運送に係る安全の欠如について引き続き作業を行い、改善のための勧告を提案する。
- h . 2002年までに、域内の道路安全問題を特定し、これに取り組むための包括的な戦略を策定する。
- i . 高度道路交通システム（ITS）に関する技術及び基準における協力を促進するため、ITSに係る行動計画を実施する。
- j . 2005年までに、規制の透明性を促進するための措置を検討し、適合性評価における相違点を解明し、専門家資格の相互承認を奨励することにより輸送に携わる人の移動を円滑にする。
- k . APEC域内の船員訓練のニーズに応えるため、船員訓練プロジェクトを引き続き実施する。
- l . APECにおける女性の統合のための枠組みを実施し、運輸分野における女性の完全な参加のためのイニシアティブを特定する。
- m . 2005 / 2010年までに、APECメンバー内で必要なインターモーダルに関する技能を特定し、訓練計画を策定する手法を提案する。

C節：経済・技術協力の一層の発展

APECのフォーラムは、適切な場合には、各分野における共通政策理念、共同活動及び政策対話の拡大及び改善を提案する。B節「個別分野の経済・技術協力」に当初より規定されている分野に追加的な分野を含めることを検討することができる。以上についての提案は、閣僚会議に提出される。

APECのフォーラム、特に作業部会は、APECの活動の効率性を高めるために相互に協力しつつ、直ちにB節「個別分野の経済・技術協力」に記述されている作業を開始する。上記の過程において、APECのフォーラム間の作業の重複は避けられるべきである。

APECの各フォーラムは、進捗状況に関する年次報告を高級事務レベル会合に提出する。高級事務レベル会合は、この進捗状況をレビューし、年次閣僚会議にレビューのために報告を提出する。関連するAPECの大臣会合による作業は、なるべく認識されるべきである。

この行動指針は、APECにおける自由化、円滑化及び協力の全体的な進捗に基

づき、必要に応じ改訂及び改善され得るものである。

(了)